

## 初診時選定療養費を改定いたします。

当院では、初診時に他の医療機関から紹介状をお持ちでない患者さんには、診療費のほかに初診時選定療養費をいただいておりますが、平成28年7月1日から下記のとおり料金を改定させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【平成28年7月1日改定】初診時選定療養費

<b>改定前</b>		<b>改定後</b>
<b>3,240円 (税込)</b>		<b>5,400円 (税込)</b>

【初診時 選定療養費】とは、

「初期の治療は地域の医院・診療所等で行い、さらに高度・専門医療が必要なら、紹介状を持参のうえ、200床以上の病院を受診するときに、紹介状なしで、病院を直接受診すれば、初診時選定療養費を保険診療費とは別に請求することができる」として、診療所と病院の機能分担を推進する目的で法に規定されたものです。平成28年度の法改正では、一定規模以上の大病院（500床以上または特定機能病院）は、一定額以上（医科は5,400円以上）の選定療養費の徴収が義務付けられました。当院もこの法改正の主旨に基づき改定するものです。

【初診】とは、

1. 当院に初めて受診する場合
2. 以前に受診したことはあるが、すでに治療期間が終了（治癒）した後に再び来院された場合
3. 前回患者様が任意に診療を中止し、あらためて受診される場合

上記に該当する方で、かかりつけ医からの紹介状がない場合、選定療養費をご負担いただくこととなります（時間外、休日も同様です）。

【選定療養費がご不要の方】下記に該当する場合は、選定療養費をいただきません。

1. 診察の結果、緊急受診はやむを得ないと当院が判断した方  
(救急車で来院されても緊急性がないと判断された場合は、費用負担いただきます)
2. 公費負担医療や無料低額診療事業の対象である方
3. 当院医師が他の診療科等に受診を指示した方
4. 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった方
5. 外来受診後そのまま入院となった方
6. 災害により被害を受けた方
7. 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
8. その他、当院が直接受診の必要性を特に認めた方

当院を受診される際は、「かかりつけ医からの紹介状」を持参くださいますよう、お願いいたします。

2016.4.20 更新